

## 宮若市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和3年9月10日（金） 午後1時30分
- 2 開催場所 市役所 防災研修室AB
- 3 出席委員（農業委員11名＋推進委員3名）

### 農業委員（11名）

会長 安部英輔、会長代理 安河内龍一、2番 山本裕啓、4番 吉崎康正、  
5番 森田広富、6番 塩川和秀、7番 春田章匡、8番 高崎雅俊、  
10番 井田和義、12番 遠藤譲一、13番 阿部進

### 推進委員（3名）

1番 松田隆春、3番 古野弘、10番 神谷正幸

### 4 欠席委員（4名）

農業委員 3番 武田俊彦、9番 水上昭和、11番 占部博  
推進委員 4番 松尾保幸

### 5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 審議案件

- (1) 議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (3) 議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (4) 議案第24号 農用地利用集積計画の決定について

### 6 その他

#### 7 農業委員会事務局職員

事務局長 荒牧 裕次  
係長 松井 秀臣  
主査 原 美佐子

### 8 会議の概要

議長 それでは定刻になりましたので、農業委員会を始めたいと思います。本

日の委員14名中、11名出席ですので総会は成立致します。  
議事日程第1の、議事録署名委員の指名を行います。2番 山本委員、  
4番 吉崎委員にお願いをいたします。  
それでは、議事日程第2審議案件に入ります。  
まず議案第21号農地法第3条の規定による許可申請について上程いた  
します。では、事件番号1番について、事務局より説明をお願いします。

係 長 1ページ議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして、  
2ページ農地法第3条審議表を読み上げて、ご説明させていただきます。

**【事件番号1番 説明】**

議 長 事件番号1番の担当地区の推進委員さん、本案件につきましての意見を  
お願いいたします。

委 員 経営規模拡大であり、問題ありません。

議 長 事務局からの説明、及び推進委員さんの説明を受けましたので質疑に入  
ります。ご質問、ご意見等ありませんか。発言のある方は挙手してくだ  
さい。(質疑なし)

議 長 無いようですので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願  
います。・・・全員賛成でございますので、許可することに決定といたしま  
す。

議 長 続きまして、事件番号2番について、事務局より説明をお願いします。

係 長 **【事件番号2番 説明】**

議 長 次に事件番号2番 の担当地区の推進委員さん本案件につきましての意  
見をお願いいたします。

委 員 規模拡大であり、特に問題ありません。

議 長 事務局からの説明及び、各推進委員さんの意見を受けましたので質疑に  
入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。発言のある方は挙手してく

ださい（質疑なし）

議 長 無いようですので採決を行います。事件番号2番につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。

議 長 全員賛成でございますので、事件番号2番について許可と決定いたします。

議 長 つづきまして、議案第22号、農地法第4条の規定による許可申請につきまして上程いたします。それでは、事件番号1番につきまして、事務局より説明をお願いします。

係 長 7ページ議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請につきまして8ページ農地法第4条審議表を読み上げて説明をさせていただきます。事件番号1番及び2番については、関連がありますので、合わせてご説明いたします。

【事件番号1番 説明】

【事件番号2番 説明】

議 長 事件番号1番の担当地区の推進委員さんは、本日欠席ですか。

事務局 欠席でございますが、特に問題無い旨、報告を受けております。

議 長 事件番号1番の担当地区の農業委員さん本案件につきましての意見をお願いいたします。

委員 基盤整備なので、問題ありません。

議 長 事務局からの説明及び、推進委員、農業委員の意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

委員 立地条件の説明が、議案書の記載と違うようだが。

係 長 説明に誤りがありましたので、訂正します。（議案書のとおりです。）

- 議 長 他にありませんか。
- 委 員 農地改良の内容はどのようなものですか。
- 係 長 10ページをご覧ください。畔をとって一枚田にし、高さを調整します。
- 議 長 よろしいですか。他にございませんか、無いようですので採決を行います。承認することに賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
- 議 長 全員賛成でございますので、意見書を知事に進達いたします。
- 議 長 続きまして、議案第23号、農地法第5条の規定による許可申請について上程いたします。それでは、事件番号1番につきまして、事務局より説明をお願いします。
- 係 長 11ページ議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請につきまして12ページ農地法第5条審議表を読み上げて説明をさせていただきます。
- 【事件番号1番 説明】
- 議 長 事件番号1番の担当地区の推進委員さん、本案件につきましても意見を願います。
- 委 員 隣接農地、水路についても問題ありません。
- 議 長 事件番号1番の担当地区の農業委員さん、本案件につきましても意見を願います。
- 委 員 現地確認のとおりです。問題ありません。
- 議 長 事務局からの説明、及び推進委員、農業委員の意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。発言のある方は挙手してください。
- 委 員 同一世帯員でも、譲受人と譲渡人の申請をしないとイケないのか。
- 係 長 例え親子間であっても誰の所有になるかの登記が必要ですし、持ち分な

どもあり申請は必要です。

議 長 今の内容でよろしいですが。他に無いようですので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。・・・全員賛成でございますので、許可することに決定といたします。

議 長 次に、議案第24号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。では、事務局説明をお願いします。

係 長 18ページ議案第24号 農用地利用集積計画の決定につきまして、19ページをご覧ください。

**【説明】**

農地利用集積計画につきましては、以上となります。

議 長 ただ今事務局より説明を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

委 員 なし

議 長 無いようですので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成で承認されました。

議 長 以上を持ちまして、本日の議事については、全て終わりましたので会議を終結いたします。